

# 資料No. 3

江田島市公共交通協議会  
平成29年1月25日

## 江田島市公共交通機関の運航(行)に関する覚書(案)

### 1 目的

航路、路線バス、おれんじ号の相互連携を強化することで、公共交通機関の利便性を確保するため、関係者間で覚書を締結する。

### 2 覚書(案)

別紙のとおり

※市から覚書(素案)を示し、江田島市公共交通協議会(陸上・海上分科会)など、関係者から出された意見を踏まえて修正したもの

#### ○第1条) 覚書締結の目的

相互連携を強化することで、公共交通機関の利便性を確保

#### ○第2条) 覚書の対象となる公共交通機関

江田島市関連の航路、路線バス、おれんじ号

#### ○第3条) 基本姿勢

利便性の確保に向けて、相互に連携を図りつつ、誠実に取り組む

#### ○第4条) ダイヤ改正時の配慮

ダイヤ改正時、他の公共交通機関との接続に配慮

#### ○第5条) ダイヤ改正の事前連絡

- ・ダイヤ改正の2か月前までに、その情報を市に連絡
- ・市はダイヤ改正の影響が予測される事業者に情報提供

#### ○第6条) ダイヤ情報等の周知

事業者と市は、ダイヤを広く周知(接続する公共交通機関の情報も含める)

#### ○第7条) ダイヤ遅延等への対応

- ・ダイヤの遅延・休止等の情報を利用者や接続事業者へ速やかに周知
- ・接続ダイヤに遅れが生じた場合、自らのダイヤに影響が生じない範囲で船舶・車両を待機させ、乗継円滑化に努める

#### ○第8条) 検討会議の開催

市は、乗継円滑化等を目的に、公共交通機関利便性検討会議を開催

#### ○第9条) 検討会議の組織

- ・議長(市関係部長)、副議長(市関係課長)、委員(公共交通事業者)で構成
- ・委員の了解を得たうえで、住民代表などに意見を聴くことができる

### 3 今後の予定

平成29年度中に覚書を締結する。

## 江田島市公共交通機関の運航(行)に関する覚書(案)

江田島市(以下「甲」という。)と上村汽船株式会社(以下「乙」という。),瀬戸内シーライン株式会社(以下「丙」という。),さくら海運株式会社(以下「丁」という。),有限会社バンカー・サプライ(以下「戊」という。)及び江田島バス株式会社(以下「己」という。)は,江田島市に関連する公共交通機関の運航(行)に当たり,次のとおり覚書を締結する。

### (目的)

第1条 この覚書は,江田島市に関連する公共交通機関の運航(行)に当たり,甲,乙,丙,丁,戊及び己の相互連携を強化することで,公共交通機関の利便性を確保することを目的とする。

### (覚書の対象となる公共交通機関)

第2条 本覚書の対象となる公共交通機関は,次のとおりとする。

- (1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業であって,江田島市内を発着するもの
  - (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定により許可を受けた一般旅客自動車運送事業で,道路運送法施行規則(昭和26年省令第75号)第3条の3第1号又は第3号に規定する態様で江田島市内を発着するもの
- 2 前項の規定は,甲が公共交通機関の運航(行)を第三者に委託した場合についても準用する。

### (基本姿勢)

第3条 甲,乙,丙,丁,戊及び己は,公共交通機関の利便性の確保について,相互に連携を図りつつ,誠実に取り組むものとする。

### (ダイヤ改正時の配慮)

第4条 甲,乙,丙,丁,戊及び己は,公共交通機関のダイヤが改正される場合は,他の公共交通機関の運航(行)ダイヤとの接続に配慮するものとする。

### (ダイヤ改正の事前連絡)

第5条 乙,丙,丁,戊及び己は,公共交通機関のダイヤを改正する場合,改正予定日の2か月前までに,その情報を甲に連絡するものとする。

- 2 甲は,前項による連絡があった場合,乙,丙,丁,戊及び己のうち,そのダイヤに直接接続し,又は影響が予測される事業者に対し,速やかに情報提供するものとする。
- 3 第1項により連絡する情報は,ダイヤ改正予定日及びダイヤ改正案(改正前と改正後の比較ができるもの)等とする。
- 4 甲は,ダイヤ改正の情報提供などに必要な場合,乙,丙,丁,戊及び己に対し,関連事項の聴き取りを行うことができ,また,乙,丙,丁,戊及び己は,これに誠実に対応するものとする。
- 5 甲,乙,丙,丁,戊及び己は,第1項及び第2項に関する情報を次のいずれかに該当する場合を除いて漏らしてはならない。
  - (1) ダイヤ改正を実施する事業者がその情報を公開した場合
  - (2) ダイヤ改正を実施する事業者から事前に承諾を得た場合

### (ダイヤ情報等の周知)

第6条 甲,乙,丙,丁,戊及び己は,自らが運航(行)する公共交通機関のダイヤを広く周知するとともに,接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供(船内・車内掲

示など)に努めるものとする。

- 2 甲は、公共交通機関の利便性を確保するため、ダイヤ情報等の周知に努めるものとする。

(ダイヤ遅延等への対応)

第7条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、自らが運航(行)する公共交通機関のダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。

- 2 前項の情報について、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。

- 3 前項の連絡を受けた事業者は、自らが運航(行)する公共交通機関のダイヤに影響が生じない範囲において、船舶又は車両を待機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

(検討会議の開催)

第8条 甲は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて、公共交通機関利便性検討会議(以下「検討会議」という。)を開催することができる。

- 2 検討会議は、次の各号に掲げる事項を検討・協議する。

- (1) 第5条のダイヤ改正に関する事項
- (2) 第6条のダイヤ情報等の周知に関する事項
- (3) 前条のダイヤ遅延等への対応に関する事項
- (4) その他本覚書の目的を達成するために必要な事項

- 3 乙、丙、丁、戊又は己は、第1項の検討会議の開催を甲に要請することができる。

- 4 検討会議は非公開とする。

(検討会議の組織)

第9条 検討会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

- 2 議長は市の公共交通を所管する部長、副議長は市の公共交通を所管する課長をもって充てる。

- 3 委員は、乙、丙、丁、戊及び己のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 検討会議で議題となる公共交通機関の運航(行)事業者
- (2) 前号の公共交通機関に接続する公共交通機関の運航(行)事業者

- 4 議長は、必要があると認めたときは、委員の了解を得たうえで、住民代表など委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

この覚書の締結を証するため、覚書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が記名・押印して、各自その1通を所持する。

平成 29 年 ● 月 ● 日

- 甲 広島県江田島市大柿町大原 5 0 5 番地  
江田島市  
江田島市長 明 岳 周 作 印
- 乙 広島県広島市南区宇品海岸一丁目 1 3 番 2 6 号  
上村汽船株式会社  
代表取締役 上 村 隆 彦 印
- 丙 広島県広島市南区宇品海岸一丁目 1 3 番 1 3 号  
瀬戸内シーライン株式会社  
代表取締役 仁 田 一 郎 印
- 丁 広島県呉市天応大浜三丁目 2 番 2 1 号  
さくら海運株式会社  
代表取締役 辻 本 英 紀 印
- 戊 広島県広島市南区翠三丁目 1 2 番 3 4 号  
有限会社バンカー・サプライ  
代表取締役 横 山 恭 治 印
- 己 広島県江田島市能美町中町 4 5 5 3 番地 1  
江田島バス株式会社  
代表取締役 蓮 田 勉 印

## 江田島市地域公共交通網形成計画(抜粋)との関連

### 目標1 最適な公共交通ネットワークの構築

#### 事業① 海上交通と陸上交通の連携強化

##### ■ 事業の概要

海上交通事業者と陸上交通事業者の連携により、航路、路線バス、おれんじ号の相互間のスムーズな乗り継ぎの実現のため調整を図ります。また、利用促進に関する共同イベントなどの開催を検討します。

- ・江田島市公共交通協議会（海上及び陸上分科会等を含む）での協議，連携強化
- ・ダイヤ改正時における相互調整や乗継案内の実施など
- ・公共交通の利用促進イベント等の共同実施



■ 事業主体：交通事業者，観光協会等，江田島市

■ 実施時期：平成 28 年度（2016 年度）から

### 目標2 交通結節点における機能の向上

#### 事業① 乗換環境の充実

##### ■ 事業の概要

交通結節点における乗換環境の充実を図るため，利用者への乗継情報の提供や商業施設などと連携した取り組みを検討します。

- ・船舶，車両などにおける乗継情報の提供
- ・運行状況に関する事業者間の相互連絡体制の構築（運休，大幅な遅れ時など）
- ・バス中継ターミナルの動線の改善，上屋等の設置
- ・情報提供設備の整備 など



■ 事業主体：交通事業者，商業施設等，江田島市

■ 実施時期：平成 28 年度（2016 年度）から